

議案第 57 号

杉並区立健康学園条例を廃止する条例

上記の議案を提出する。

平成 23 年 11 月 18 日

提出者 杉並区長 田 中 良

杉並区立健康学園条例を廃止する条例

杉並区立健康学園条例（昭和 49 年杉並区条例第 19 号）は、廃止する。

附 則

- 1 この条例は、平成 24 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 杉並区職員定数条例（昭和 29 年杉並区条例第 1 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条中「（健康学園を含む。以下同じ。）」を削る。

（提案理由）

南伊豆健康学園を廃止する等の必要がある。

杉並区立健康学園条例を廃止する条例新旧対照表

附則第2項による改正（杉並区職員定数条例の一部改正）

新 条 例	旧 条 例
<p>（定義）</p> <p>第2条 この条例で「職員」とは、区長、議会、教育委員会、選挙管理委員会、監査委員及び農業委員会の事務局並びに教育委員会の所管する学校及び</p> <hr style="width: 50%; margin-left: 0;"/> <p>幼稚園に常時勤務する地方公務員（副区長及び教育長を除く。）をいう。</p>	<p>（定義）</p> <p>第2条 この条例で「職員」とは、区長、議会、教育委員会、選挙管理委員会、監査委員及び農業委員会の事務局並びに教育委員会の所管する学校（<u>健康学園を含む。以下同じ。</u>）及び</p> <p>幼稚園に常時勤務する地方公務員（副区長及び教育長を除く。）をいう。</p>